

令和3年9月13日

各都道府県教育委員会人権教育担当課長
各指定都市教育委員会人権教育担当課長
各都道府県私学主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の主管課長

殿

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長
(公 印 省 略)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2021について

令和3年6月8日（閣副第884号）で周知依頼をさせていただきました標記作文コンクールの締切りを9月24日（金）から10月5日（火）に変更いたしました。

拉致問題対策本部ホームページ及び特設ホームページでも締切日の延長について掲載しております。

都道府県教育委員会におかれましては、お手数ですが、本件につき域内の区市町村教育委員会に周知くださいますよう、併せてお願いいたします。

拉致問題対策本部ホームページ (<https://www.rachi.go.jp/>)

特設ホームページ (<https://www.nep-sec.jp/dprk-sakubun2020/>)

【お問合せ先】

内閣官房 拉致問題対策本部事務局政策企画室 中上

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-3581-8898 (直通) FAX : 03-3581-6011

E-mail: g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL <http://www.rachi.go.jp/>